

被 処 分 者	商号又は名称	株式会社パズルハウス
	代表者の氏名	沖 千鶴
	免許番号	広島(02)第10867号
	主たる事務所の所在地	広島市中区舟入幸町4-14
処分の内容	全部業務停止処分 (37日間：令和6年8月31日から令和6年10月6日まで)	
処分年月日	令和6年8月8日	
処分の根拠条項	宅地建物取引業法第65条第2項第2号	
<p>処分の理由</p> <p>被処分者は、売主として令和2年10月21日付けで宅地及び建物に係る売買契約を締結したが、その後、買主の債務不履行を理由に、当該契約の解除を主張して契約が存続しているにもかかわらず売却に係る広告を掲載した。さらに、買主が売買代金を用意していたにもかかわらず、決済日においても決済及び所有権移転登記を行わなかった。</p> <p>このことは、宅地建物取引業法第32条及び同法第44条に違反するため、同法第65条第2項第2号の規定により令和6年8月31日から令和6年10月6日までの37日間の全部業務停止処分を行う。</p>		